
森 町

第 6 期障がい福祉計画
第 2 期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
北海道 森町

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の『害』の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものをさす用語を「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の根拠と位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象者.....	5
5 計画の策定体制.....	6
6 障がいをめぐる制度改正等の状況.....	7
7 障がい福祉サービスの体系.....	8
第2章 障がいのある人の状況.....	9
1 総人口の状況.....	9
2 障害者手帳等所持者の状況.....	10
3 身体障がいのある人の状況.....	11
4 知的障がいのある人の状況.....	12
5 精神障がいのある人の状況.....	13
6 難病患者の状況.....	14
7 発達障がいのある人の状況.....	14
8 高次脳機能障がいのある人の状況.....	15
9 特別支援学級の状況.....	16
第2部 第6期障がい福祉計画	17
第1章 前期計画の推進状況.....	19
1 第5期障がい福祉計画の成果目標.....	19
2 障がい福祉サービスの利用状況.....	20
3 地域生活支援事業の実施状況.....	24
第2章 計画の基本的考え方.....	27
1 障がい福祉サービスに関する基本的考え方.....	27
2 相談支援に関する基本的考え方.....	28
3 サービスの質の向上に関する基本的考え方.....	28
4 令和5年度の成果目標.....	28
第3章 サービスの見込量と確保の方策.....	31
1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策.....	31
2 地域生活支援事業.....	35
3 総合的なサービス提供体制の確保.....	38

第3部 第2期障がい児福祉計画	39
第1章 前期計画の推進状況.....	41
第2章 計画の基本的考え方.....	43
1 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方	43
2 令和5年度の成果目標.....	43
第3章 サービス見込量と確保の方策	44
1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	44
 第4部 計画の推進	 47
第1章 計画推進における連携.....	49
1 関係部署・関係機関・関係団体との連携	49
2 計画の点検・評価体制	50
 資料編	 51
1 森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	53
2 森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会	54
3 策定経過.....	55

第1部 総論

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されているほか、平成30年4月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障がい福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

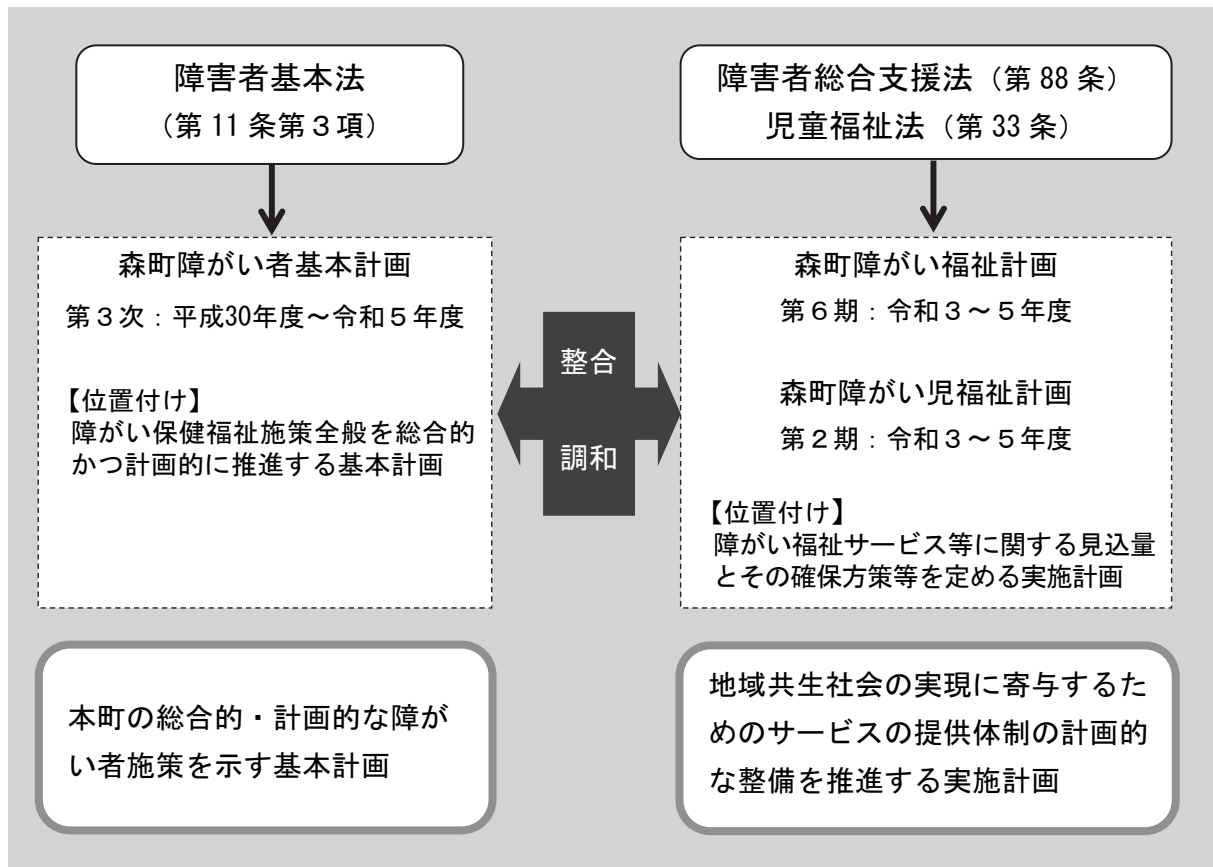
これらを踏まえ、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国の基本方針等を反映した「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がいのある人のためのサービス提供体制の計画的な整備を推進する実施計画と位置付けられ、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定します。

<p>障害者総合支援法 第 88 条第 1 項</p>	<p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。</p>
<p>児童福祉法 第 33 条の 20</p>	<p>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。</p>

■ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



3 計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

■本計画の計画期間

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
森町第3次障がい者基本計画					
森町第5期障がい福祉計画 森町第1期障がい児福祉計画			森町第6期障がい福祉計画 森町第2期障がい児福祉計画		

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

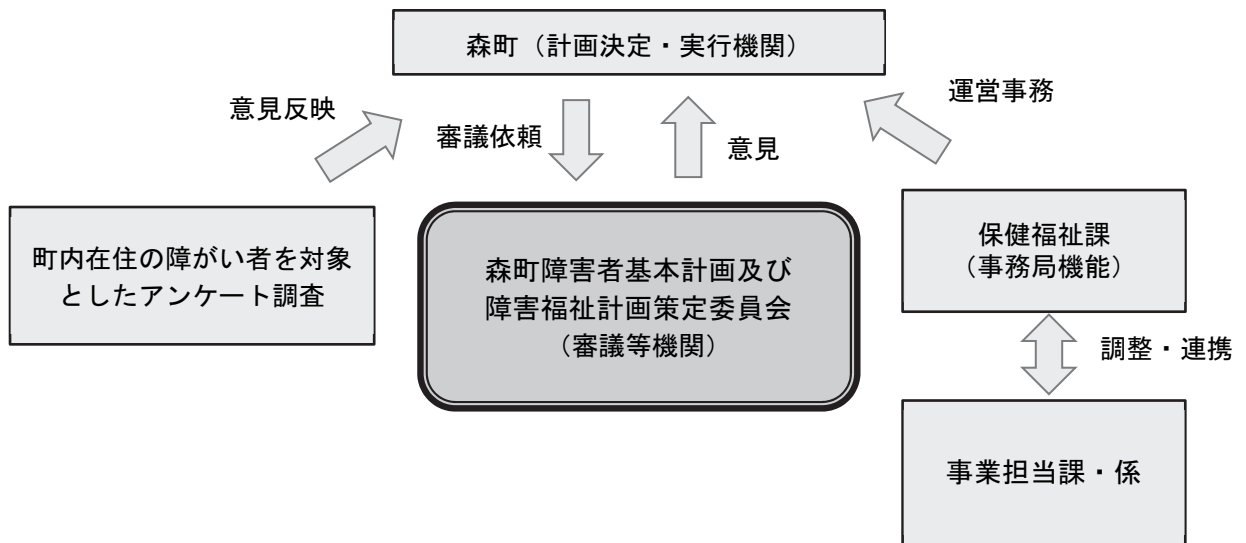
本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画は、主管課である保健福祉課のほか、庁内関係課及び関係機関・団体で構成する「森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、密接な連携を図りながら策定します。

■ 計画策定体制



(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の実態及びニーズの把握、障がい福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がい児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

	障がい者アンケート調査	障がい児アンケート調査
対象者	町内在住の障害者手帳所持者	町内在住の障がい児の保護者 (障害者手帳所持者の保護者及び障がい児サービス施設利用者の保護者)
調査時期	令和2年8月～9月	
調査方法	郵送法 (郵送による配布・回収)	
配布数	975票	86票
有効回収数	427票	34票
有効回収率	43.8%	39.5%

6 障がいをめぐる制度改革等の状況

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年4月全面施行）
 - ・ 応能負担の明確化
 - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年1月施行）
 - ・ 指定難病に対する医療費の助成
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年6月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
 - ・ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

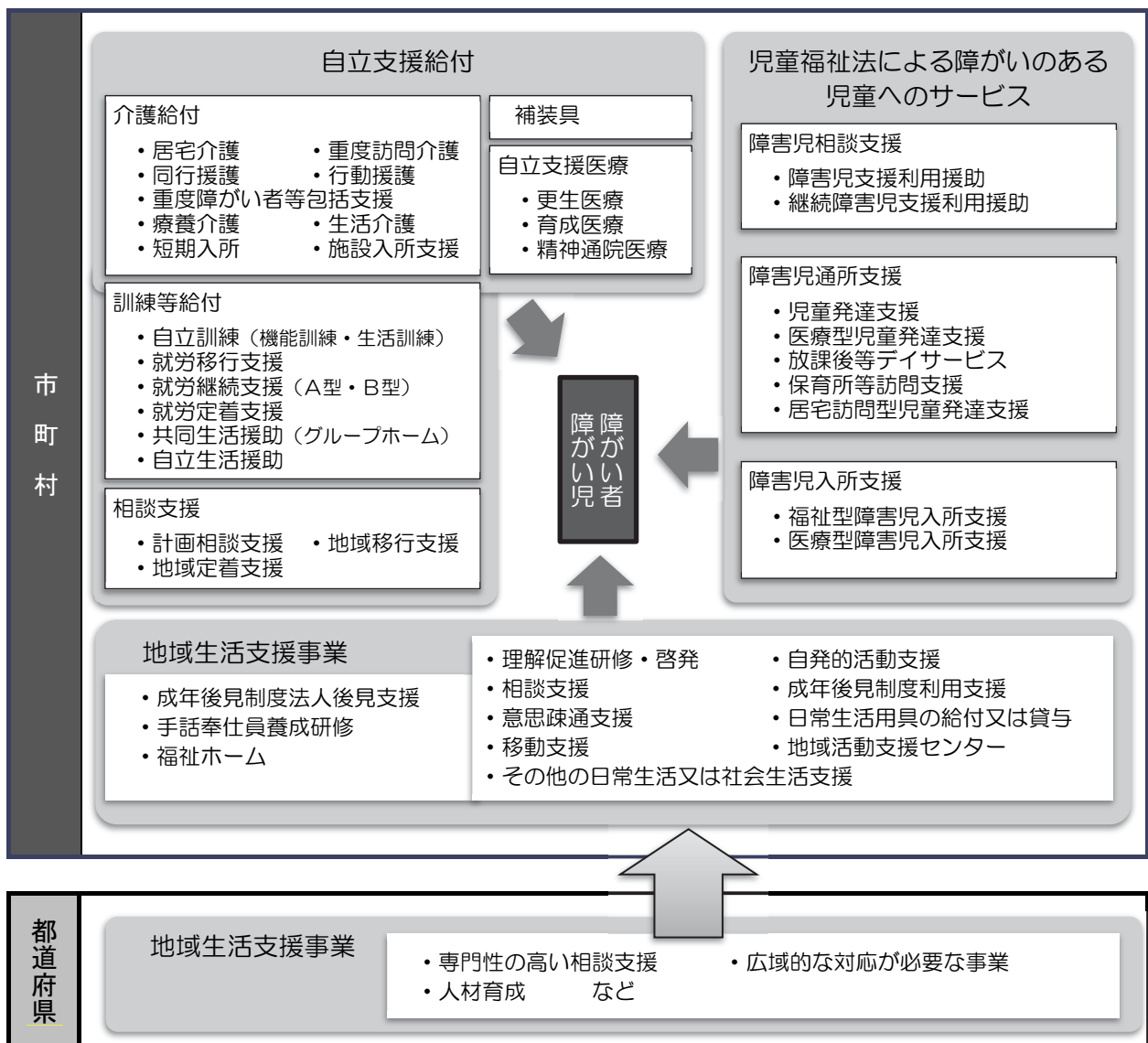
7 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に定めるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。

「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障害支援区分や勘案事項等を踏まえ個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等があります。また、「地域生活支援事業」は市町村の創意工夫によって利用者の実情に応じて柔軟に実施されます。

サービスを利用する際は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、これに基づいてサービスが提供されます。

■障がいのある人を対象としたサービスの概要



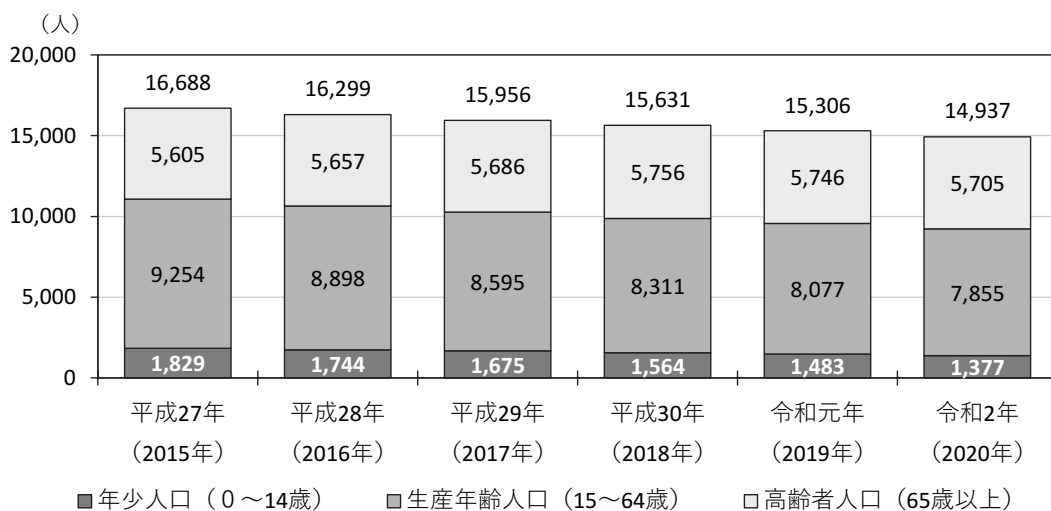
第2章

障がいのある人の状況

1 総人口の状況

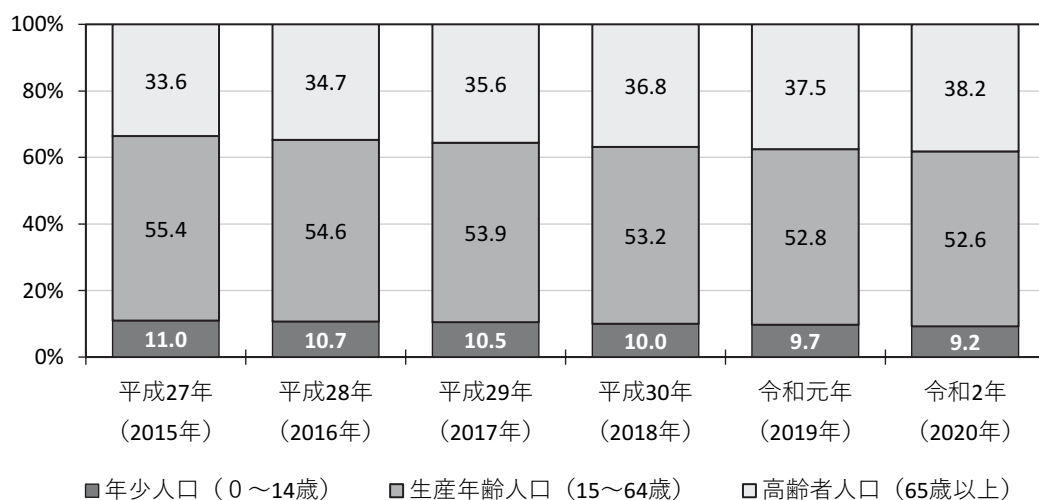
本町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の16,688人から令和2年には14,937人まで減少しています。高齢者人口は令和元年から微減に転じましたが、高齢化率は伸び続けており、令和2年は38.2%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



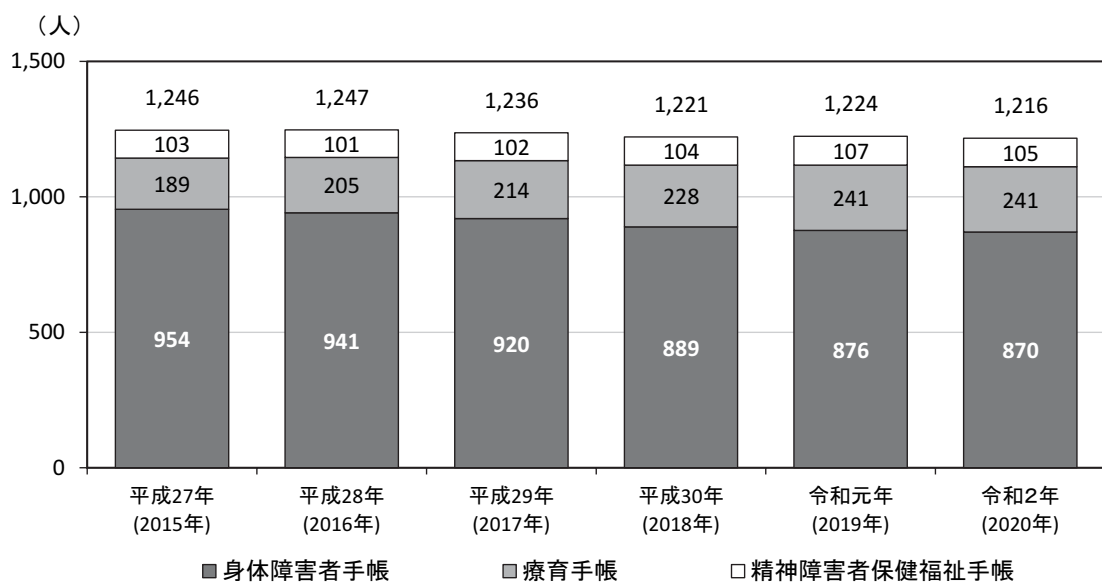
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害者手帳等所持者の状況

障害者手帳所持者数は平成28年以降ゆるやかに減少しており、令和2年は1,216人となっています。

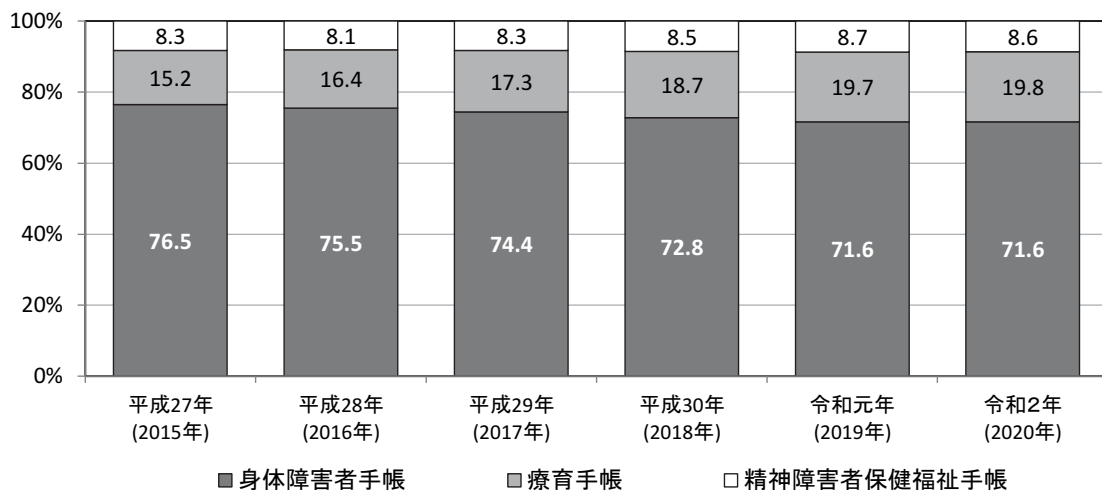
障害者手帳所持者割合をみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者の割合には増加傾向がみられ、令和2年の療育手帳所持者は19.8%となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



[出典] 森町 (各年3月末現在)

■障害者手帳所持者割合の推移



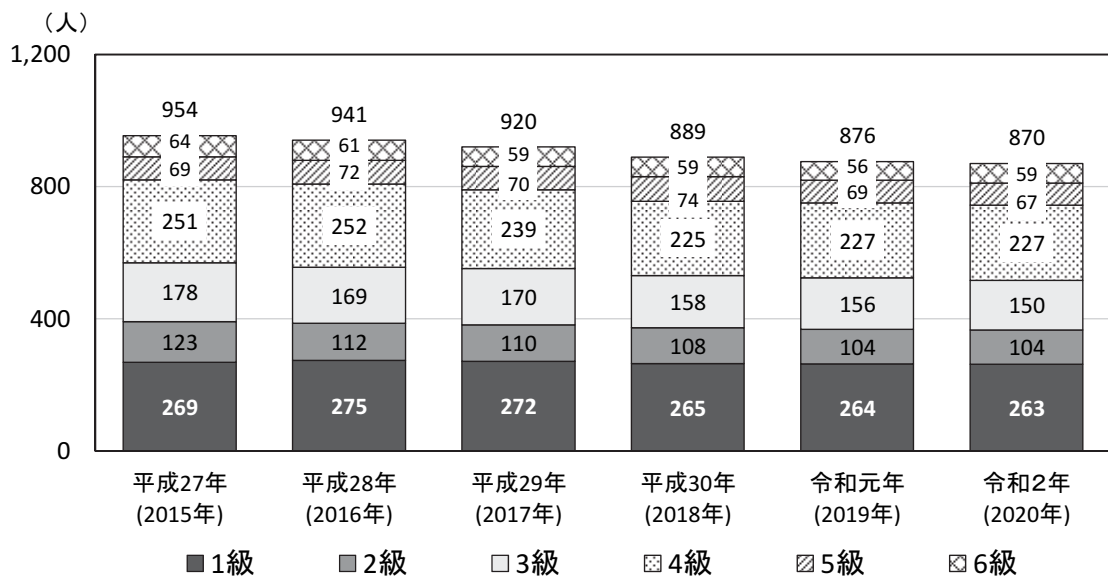
[出典] 森町 (各年3月末現在)

3 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は平成27年の954人から減少しており、令和2年は870人となっています。等級別の内訳をみると1級及び4級が多く、障がい部位別では肢体不自由及び内部障がい大きな割合を占めています。

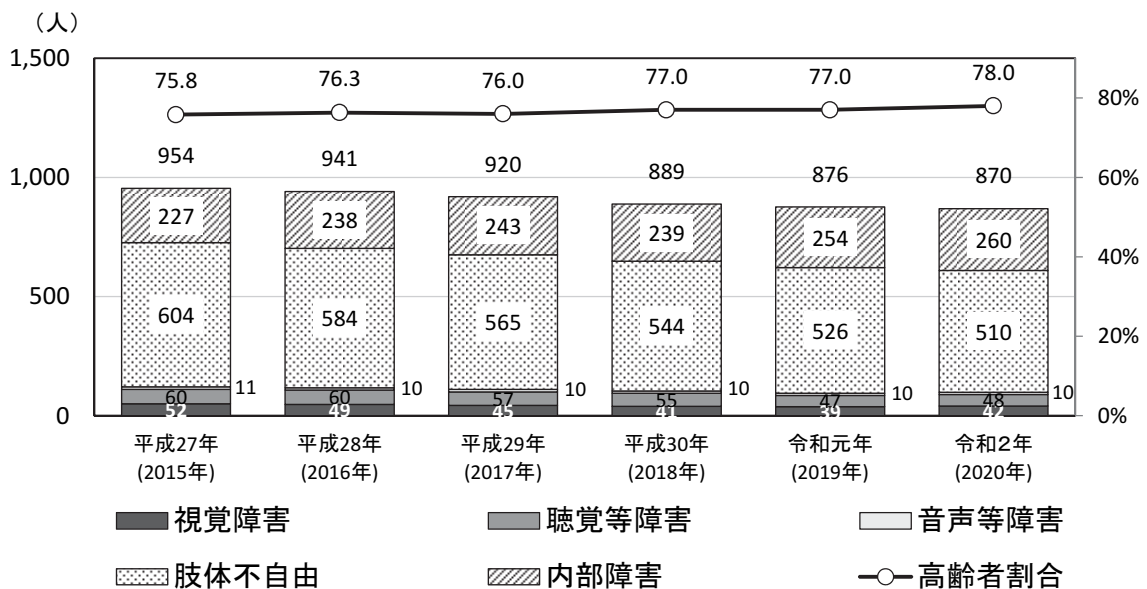
身体障害者手帳所持者に占める高齢者の割合はゆるやかに高くなっており、令和2年は78.0%となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

■身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）と高齢者割合の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

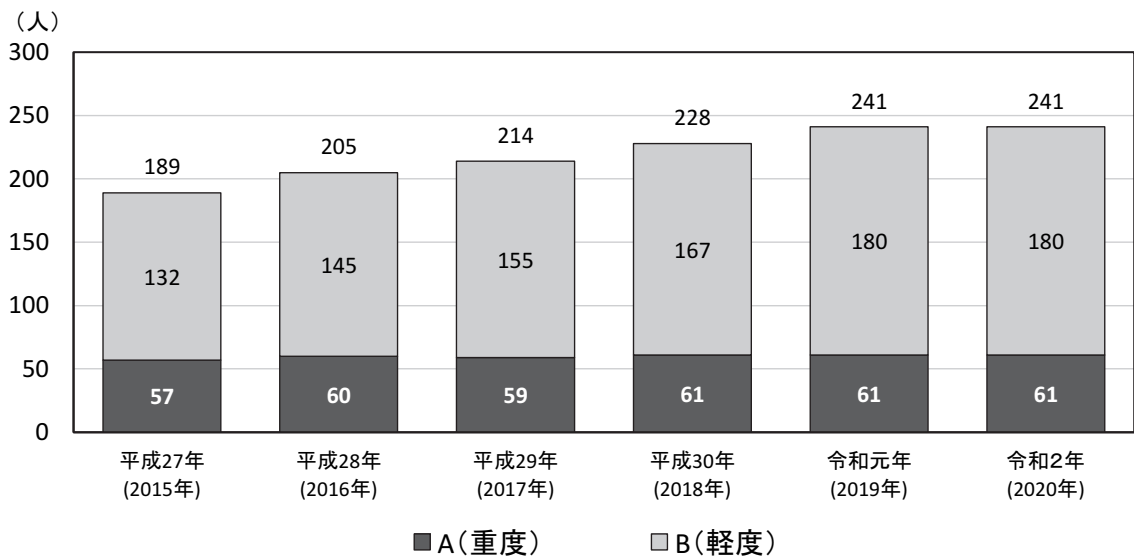
4 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は平成27年以降増加が続いていましたが、令和2年は前年と同数で横ばいに推移しています。

療育手帳所持者数を程度別で見るとB（軽度）は平成27年以降増加していますが、A（重度）はおおむね横ばいに推移している状況です。

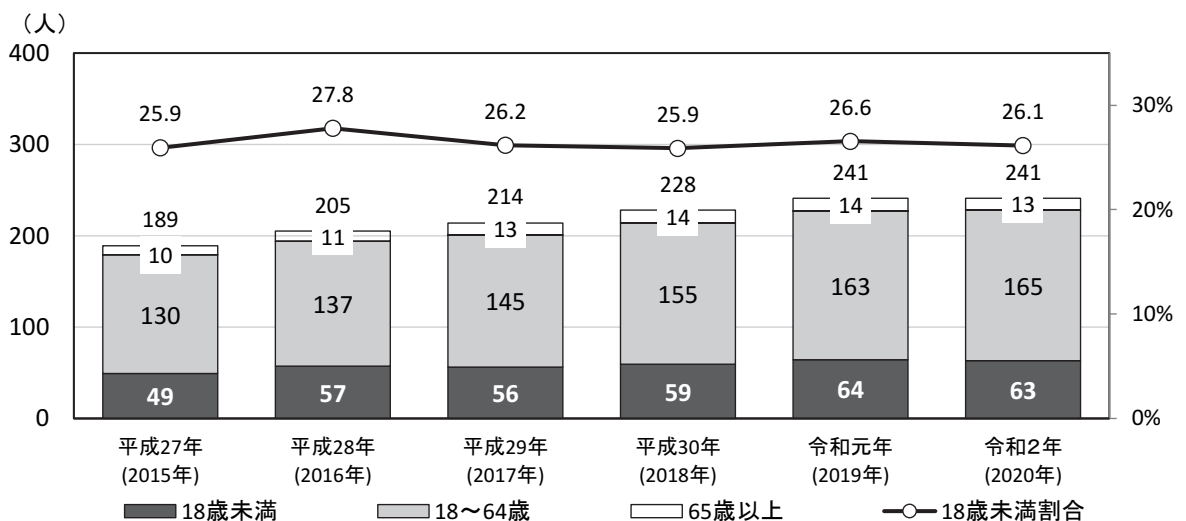
年齢階級別では、18歳未満、18～64歳、65歳以上それぞれの年齢階級で増加傾向がみられ、全体に占める18歳未満の割合は平成29年からほぼ横ばいに推移しています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

■療育手帳所持者数（年齢階級別）の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

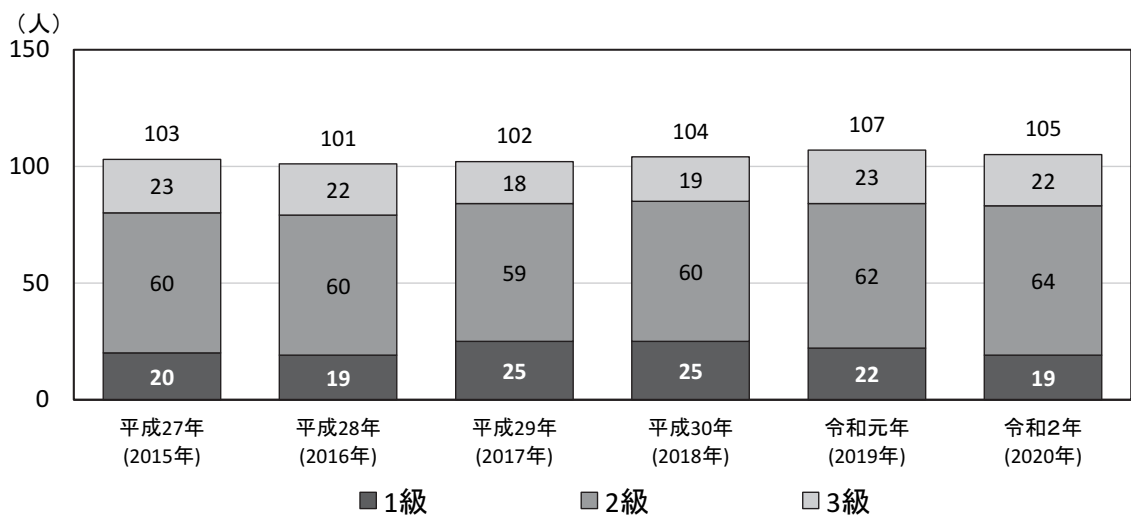
5 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和2年は105人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、平成30年から1級が減少し、2級が増加しています。年齢階級別では65歳以上の高齢者の割合が増加傾向にあります。

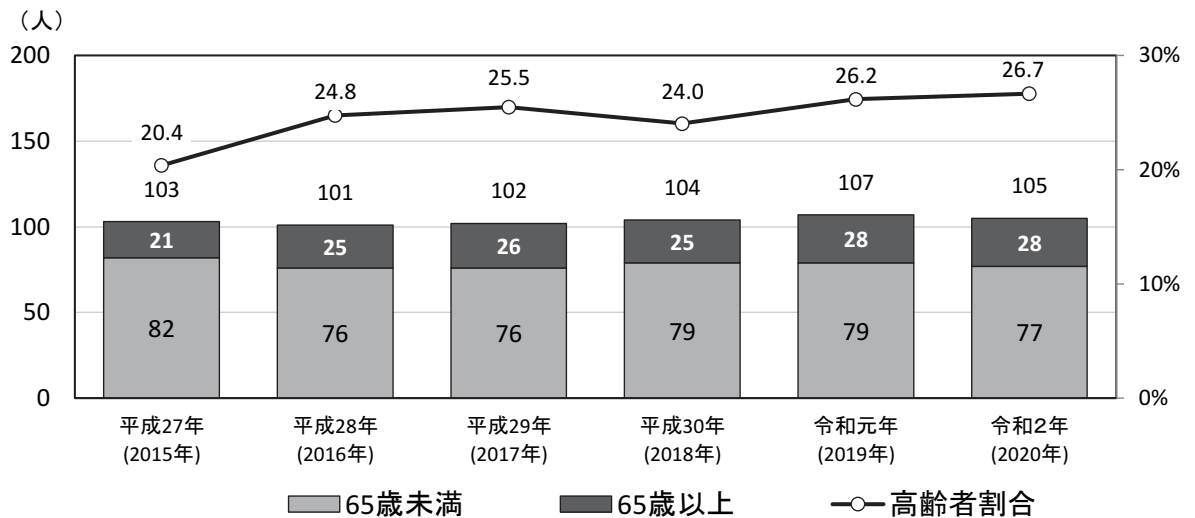
自立支援医療（精神通院医療）受給者数はほぼ横ばいに推移し、令和2年は208人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



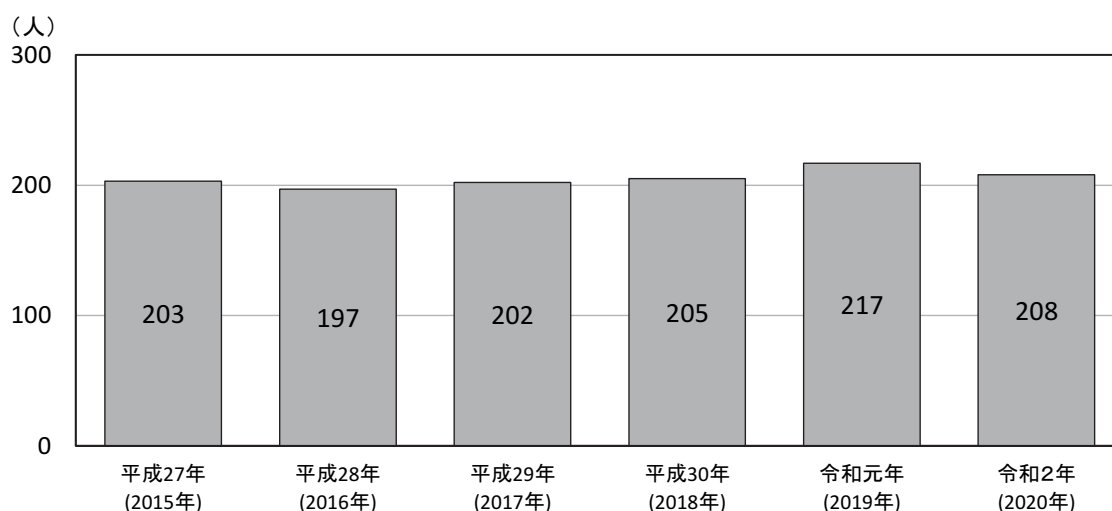
[出典] 森町（各年3月末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階級別）の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



[出典] 森町（各年3月末現在）

6 難病患者の状況

平成25年4月1日、障害者総合支援法の施行により難病指定を受けている人が障がい福祉サービスの提供を受けることができるようになりました。

平成27年4月1日より「難病の患者に対する医療に関する法律」が施行され、対象疾患が今までの56疾患から110疾患に拡大し、その後令和元年7月までに361疾患まで拡大されています。

令和2年12月末現在、本町における難病による障がい福祉サービスの受給対象者はいない状況です。

7 発達障がいのある人の状況

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

8 高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

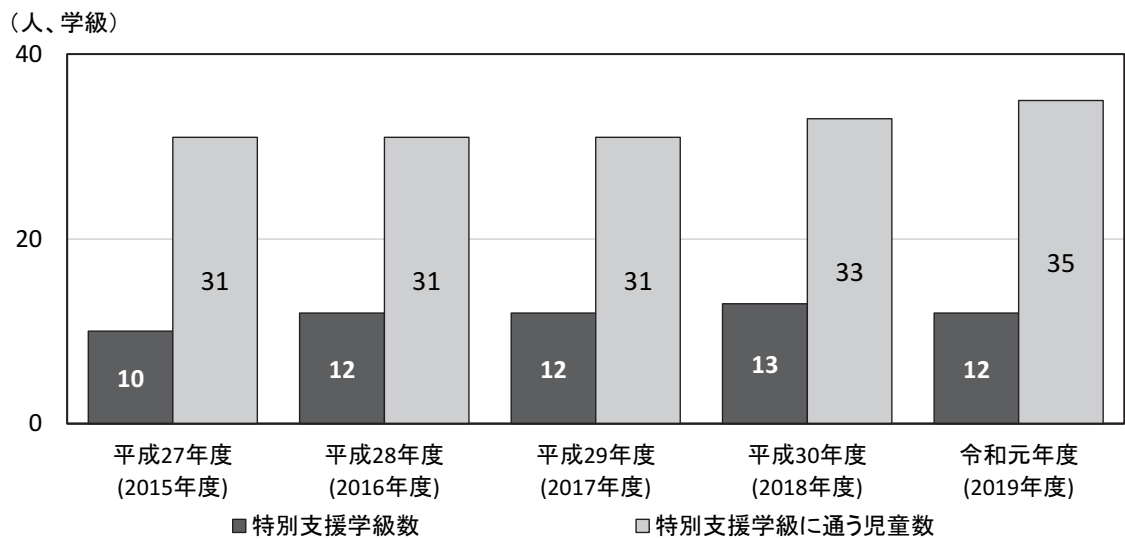
しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

9 特別支援学級の状況

小学校の特別支援学級に通う児童数は平成30年度から増加しており、令和元年は35人となっています。

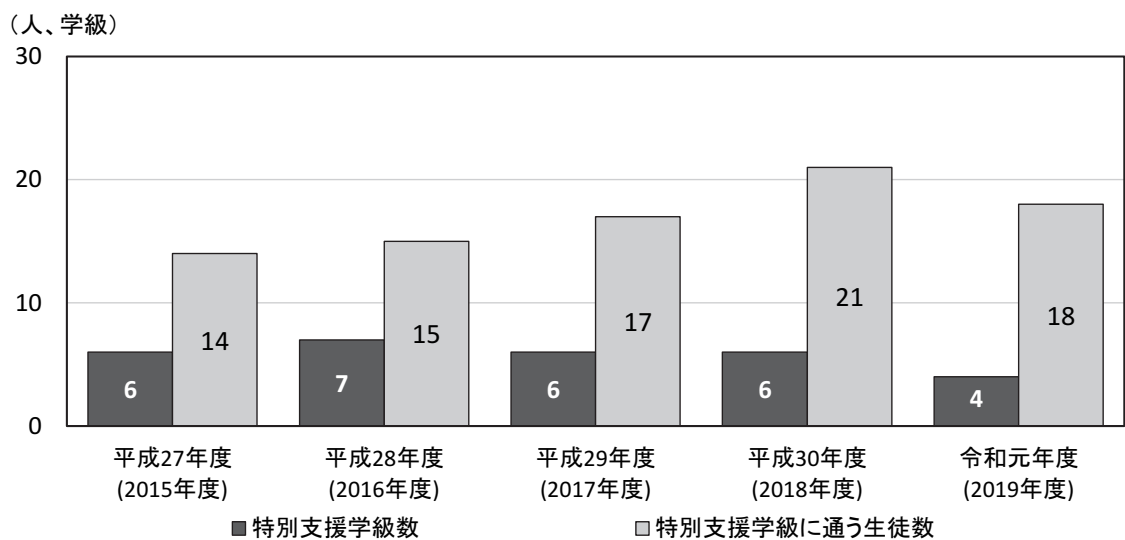
また、中学校の特別支援学級に通う生徒数は増加傾向となっていました、令和元年は減少し18人となっています。

■小学校の特別支援学級に通う児童数の推移



[出典]学校基本調査 (各年5月1日現在)

■中学校の特別支援学級に通う生徒数の推移



[出典]学校基本調査 (各年5月1日現在)

第2部 第6期障がい福祉計画

第1章

前期計画の推進状況

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

(1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績(見込)	備考
平成29年度末時点の施設入所者数	—	49人	平成29年度末時点の施設に入所している障がいのある人の数
地域生活移行者数(人数)	—	1人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
令和2年度末における施設入所者数	46人	46人	令和2年度末時点での施設入所者見込数
施設入所者数の削減数(人数)	3人	3人	令和2年度末時点での施設入所者の削減目標(見込)数

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

項目	目標	実績(見込)	備考
平成29年度末の退院可能者数	—	6人	平成29年度末時点の精神病床入院者数のうち、退院可能と考えられる方の人数
減少見込み数	2人	2人	令和2年度末までの精神病床入院者の退院者(見込)数

(3) 障がい福祉施設から一般就労への移行

項目	目標	実績(見込)	備考
平成29年度における一般就労移行者数	—	1人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数
令和2年度末までの一般就労移行者数	3人	3人	令和2年度末までに福祉施設を退所し、一般就労した方の(見込)人数

2 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がいのある人に対し自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。

■訪問系サービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	計画	利用量（時間）	360	360	360
	実績（見込）		224	135	88

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。

サービス種別	サービスの概要
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援(A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援(B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所(福祉型)	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある人・障がい児に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	病院、診療所等において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

■日中活動系サービスの利用実績(月間)

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	計画	利用者数(人)	4	4	4
	実績(見込)		4	4	4
生活介護	計画	利用者数(人)	71	71	71
		利用量(人日)	1,278	1,278	1,278
	実績(見込)	利用者数(人)	63	58	58
		利用量(人日)	1,658	1,239	1,249
自立訓練(機能訓練)	計画	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日)	0	0	0
	実績(見込)	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	計画	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日)	0	0	0
	実績(見込)	利用者数(人)	2	1	1
		利用量(人日)	44	14	18
宿泊型自立訓練	計画	利用者数(人)	1	1	1
		利用量(人日)	—	—	—
	実績(見込)	利用者数(人)	2	1	1
		利用量(人日)	60	23	26
就労移行支援	計画	利用者数(人)	5	5	5
		利用量(人日)	80	80	80
	実績(見込)	利用者数(人)	9	10	12
		利用量(人日)	155	181	236

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
就労継続支援（A型）	計画	利用者数（人）	0	2	2
		利用量（人日）	0	18	18
	実績 （見込）	利用者数（人）	0	1	1
		利用量（人日）	0	23	23
就労継続支援（B型）	計画	利用者数（人）	73	75	77
		利用量（人日）	1,314	1,350	1,386
	実績 （見込）	利用者数（人）	68	80	72
		利用量（人日）	1,243	1,388	1,418
就労定着支援	計画	利用者数（人）	0	0	0
	実績（見込）		0	0	3
短期入所（福祉型）	計画	利用者数（人）	14	14	14
		利用量（人日）	140	140	140
	実績 （見込）	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	4	3	4
短期入所（医療型）	計画	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
	実績 （見込）	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0

※月間の実利用者数及び月間利用量の合計

（3）居住系サービス

■居住系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間に相談、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■居住系サービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	計画	利用者数（人）	0	0	0
	実績(見込)		0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	計画		70	70	70
	実績(見込)		67	71	72
施設入所支援	計画		48	48	48
	実績(見込)		47	46	46

※月間の実利用者数

（４）相談支援

■相談支援の概要

サービス種別	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■相談支援の利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	計画	利用者数（人）	—	—	—
	実績(見込)		10	12	14
地域移行支援	計画		0	0	0
	実績(見込)		0	0	0
地域定着支援	計画		0	0	0
	実績(見込)		0	0	0

※月間の実利用者数

3 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

■事業の概要

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援	障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助する。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人等）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	重度障がい等のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績(見込)		実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
相談支援事業			—		
障害者相談支援事業	計画	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	実績(見込)		1	1	1
基幹相談支援センター	計画	設置有無	未設置	未設置	未設置
	実績(見込)		未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能強化事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実利用者数(人)	—	—	—
	実績(見込)		1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業			—		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実利用者数(人)	0	0	0
	実績(見込)		0	0	1
手話通訳者設置事業	計画	設置者数(人)	0	0	0
	実績(見込)		0	0	0
日常生活用具給付等事業			—		
介護・訓練支援用具	計画	給付件数(件)	1	1	1
	実績(見込)		0	0	1
自立生活支援用具	計画		5	5	5
	実績(見込)		1	5	1
在宅療養等支援用具	計画		2	2	2
	実績(見込)		0	1	2
情報・意思疎通支援用具	計画		2	2	2
	実績(見込)		0	0	0
排泄管理支援用具	計画		330	330	330
	実績(見込)		349	451	500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画		1	1	1
	実績(見込)		1	0	0
手話奉仕員養成研修事業	計画	登録者数(人)	0	0	0
	実績(見込)		0	0	0

事業名	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	計画	実利用者数（人）	0	0	0
		利用量（時間/年）	0	0	0
	実績（見込）	実利用者数（人）	0	0	0
		利用量（時間/年）	0	0	0
地域活動支援センター事業（森町所在分）	計画	箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数（人）	64	65	65
	実績（見込）	箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数（人）	54	52	56
地域活動支援センター事業（他市町村所在分）	計画	箇所数（箇所）	—	—	—
		実利用者数（人）	—	—	—
	実績（見込）	箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数（人）	20	19	22

（２）任意事業

■事業の概要

事業名称	事業の概要
障害者訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度障がいのある人等に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、障がいのある人の心身の健康保持を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、機能訓練、レクリエーション及び就労支援を行います。
森町障がい児等支援体制整備事業専門支援員派遣等業務	森町発達支援事業センターが実施する事業において必要な専門的支援を確保し子どもの発達支援体制の充実を図るため、専門支援職員の派遣を行います。

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者訪問入浴サービス事業（令和2年度より実施）	実績（見込）	実施箇所数（箇所）	/		1
		実利用者数（人）			2
		利用量（回数/年）			30
日中一時支援事業	実績（見込）	実施箇所数（箇所）	3	3	3
		実利用者数（人）	1	1	0
		利用量（回数/年）	5	20	0
森町障がい児等支援体制整備事業専門支援員派遣等業務	実績（見込）	実施箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用児童数（人）	15	8	2

第2章

計画の基本的考え方

1 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

(1) サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を進めます。

(3) 障がい者就労の促進

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

(4) グループホーム等の充実

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

2 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、森町障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

3 サービスの質の向上に関する基本的考え方

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します。

4 令和5年度の成果目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため令和5年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度末の施設入所者数(A)	46人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度までの地域生活移行者数(B)	3人	(A)のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和5年度までの削減見込(C)	1人	(A)のうち1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がいのある人の地域移行支援等の利用者数

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
	地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
	共同生活援助の利用者数	5人	5人	5人
	自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

②保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	目標	備考
令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	1箇所	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点等の設置

項目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の地域生活支援拠点等の整備数	圏域内に面的整備	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められています。

※面的な体制：複数の取組や資源をつなぐことで効果的な展開が期待できることから、点から線、線から面へとつながるよう、取組を単発的なものとせず、複合的に整備を進めること。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数(A)	1人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数(B)	2人	(A)の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	1人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	2人	（A）の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

③就労継続支援事業（A型）から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	（A）の1.26倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

④就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	（A）の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

⑤就労定着支援事業の利用者数

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	3人	令和5年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち70%以上をめざす。

第3章

サービスの見込量と確保の方策

1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。

■指定障害福祉サービスの体系



(1) 訪問系サービス

① サービスの見込量

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援についてこれまでの利用者数、利用時間を基礎として見込んでいます。

■ 訪問系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	8	9	9	9
	利用量（時間）	11	11	11	11

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値。

② 見込量確保の方策

○障がい及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めます。

○障害者介護給付費の支給に関する審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活をめざした適切なサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの見込量

これまでの利用者数、利用日数を基礎とし、今後のニーズを見込んで設定しています。

■ 日中活動系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
療養介護	実利用者数（人）	4	4	4	4
生活介護	実利用者数（人）	58	62	62	62
	利用量（人日）	22	22	22	22
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	1	1	1	1
	利用量（人日）	18	22	22	22
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	1	1	1	1
	利用量（人日）	26	30	30	30

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
就労移行支援	実利用者数（人）	12	14	16	18
	利用量（人日）	20	22	22	22
就労継続支援（A型）	実利用者数（人）	1	1	1	2
	利用量（人日）	23	23	23	23
就労継続支援（B型）	実利用者数（人）	72	77	79	82
	利用量（人日）	20	21	21	21
就労定着支援	実利用者数（人）	3	3	3	3
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	1	1	1	1
	利用量（人日）	4	4	4	4
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値。

②見込量確保の方策

- 障がいのある人が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために、引き続き日中活動の場の確保に努めます。
- 森町障害者自立支援協議会等を通じて、学校、福祉施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により、職場の開拓、個々の障がいのある人に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着の支援を推進します。

（3）居住系サービス

①サービスの見込量

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所・入院から地域生活への移行を進めます。

■居住系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数（人）	72	73	75	76
施設入所支援	実利用者数（人）	46	46	46	45

※令和2年度は見込み。

②見込量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障がいのある人の動向、介護者の高齢化などを注視しながら、施設の設立や空き情報を収集し速やかに情報提供します。
- 施設入所については、真に必要な方が利用できるよう、入所希望者の状況を把握し、施設の情報収集に努めます。

（４）相談支援

①サービスの見込量

個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定しています。計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

■相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
計画相談支援	実利用者数（人）	14	16	18	20
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み。

②見込量確保の方策

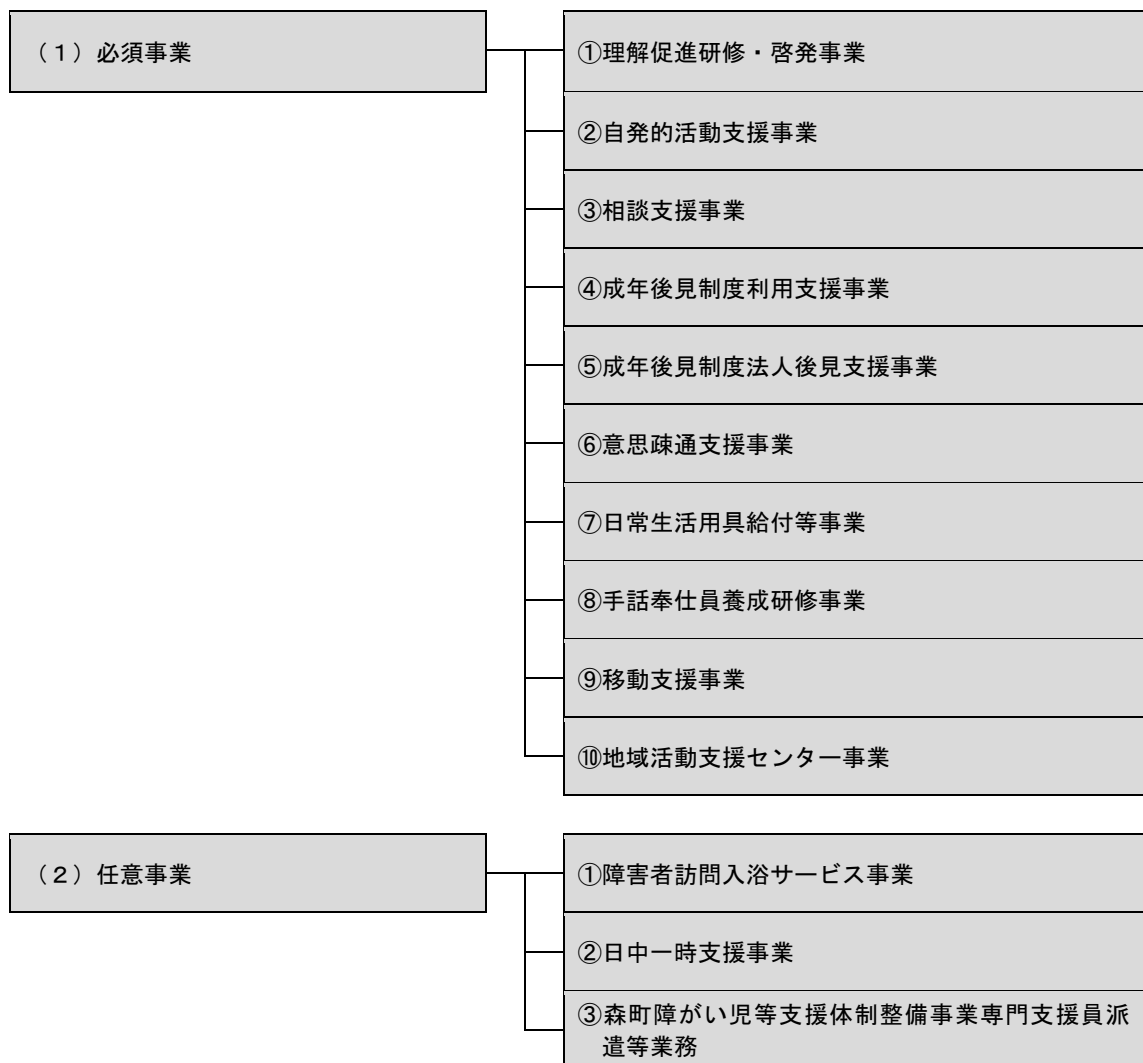
- サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。
- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

2 地域生活支援事業

障がいのある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「障害総合支援法」第77条及び第78条に基づいて地域生活支援事業を推進します。

必要量は、過去の実績や今後の見通しなどを元に見込みます。今後の利用対象者等の状況により、随時各事業の実施に向け協議対応とします。

■地域生活支援事業の体系



(1) 必須事業

①事業の見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■必須事業の実績と見込量（年間）

事業名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業		—			
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	未設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能 強化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		—			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業		—			
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数（件）	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数（件）	500	550	550	550
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	給付件数（件）	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（時間/年）	0	0	0	0
地域活動支援センター （森町所在分）	設置数（箇所）	1	1	1	1
	実利用者数（人）	56	58	58	58
地域活動支援センター （他市町村所在分）	設置数（箇所）	1	1	1	1
	実利用者数（人）	22	22	22	22

※令和2年度は見込み。

②見込量確保の方策

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- 森町障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、相談支援体制の整備を図りながら障がいのある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業の実施を図ります。
- 障がいのある人に創作的活動支援、生産活動を提供し、社会との交流の促進などを目的に、社会福祉法人に委託して地域活動支援センターを設置しており、適切な運営と質の向上を推進します。
- 障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障がい者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

(2) 任意事業

①事業の見込量

これまでの利用者の状況に基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■任意事業の実績と見込量（年間）

事業名称	単位	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害者訪問入浴サービス事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
	実利用者数（人）	2	1	1	1
	利用量（回数／年）	30	45	45	45
日中一時支援事業	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3
	実利用者数（人）	0	1	1	1
	利用量（回数／年）	0	1	1	1
森町障がい児等支援体制整備事業専門支援員派遣等業務	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
	実利用児童数（人）	2	2	2	2

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値。

②見込量確保の方策

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- 森町障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、障がいのある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業の充実を図ります。

3 総合的なサービス提供体制の確保

(1) 適切な障害支援区分

障害者総合支援法に基づき利用者は「支給決定」が必要であり、18歳以上の方については、利用したいサービス内容によっては、町の「障害支援区分」の認定（区分1～6）が必要となりますので、制度の周知や調査員・審査会委員等の知識等の向上も含め、適正・公平な認定とニーズに応じた支給決定を推進します。

(2) 低所得に配分した応能負担

平成24年4月1日から、障害者自立支援法の改正により利用料について応能負担が原則であることが明確化となりました。

利用者負担の上限は、世帯の所得に応じて4区分となり、負担上限額よりサービス利用額が低い場合は1割負担となりますので、制度の説明・周知が必要とされます。

また、地域生活支援事業においては、市町村が自己負担額を決めることができ、自立支援給付との整合や他町との均衡を図りながら、低所得者へ配慮を図ります。

(3) 森町障害者自立支援協議会の運営

自立支援協議会は障害者自立支援法の条文中に位置付けられ、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法から、地域の実情に合わせて名称を変更できることになっています。

今後も森町障害者自立支援協議会の円滑な運営をめざし、福祉関係機関や各団体等と協力のもと、活動の推進を図ります。

第3部 第2期障がい児福祉計画

第1章

前期計画の推進状況

第1期障がい児福祉計画における児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス）の実施状況は下記のとおりです。

サービスの中では、児童発達支援及び放課後等デイサービスの実績が伸びている状況です。

■児童福祉法に基づくサービスの概要

サービス種別	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応など身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応など身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供し、併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなど長期休暇において、生活能力向上のため訓練などを継続的に受け、学校教育と合わせた自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	児童指導員が保育所や幼稚園等を訪問し、障がいのある子供に対して児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における基本的な動作指導、知識技術の付与の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに計画内容見直しを行います。

■児童福祉法に基づくサービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画	利用者数（人）	21	23	25
		利用量（人日）	—	—	—
	実績（見込）	利用者数（人）	13	14	9
		利用量（人日）	71	96	42
医療型児童発達支援	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績（見込）	利用者数（人）	1	0	0
		利用量（人日）	3	0	0

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
放課後等デイサービス	計画	利用者数（人）	36	39	41
		利用量（人日）	—	—	—
	実績 (見込)	利用者数（人）	30	32	31
		利用量（人日）	221	269	276
保育所等訪問支援	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	—	—	—
	実績 (見込)	利用者数（人）	4	2	2
		利用量（人日）	4	2	2
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	—	—	—
	実績 (見込)	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
障害児相談支援	計画	利用者数（人）	4	4	4
	実績(見込)		2	2	2

※月間の実利用者数及び月間利用量の合計

第2章

計画の基本的考え方

1 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を推進するとともに、障害児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

2 令和5年度の成果目標

国の基本指針において、障がい児支援の提供体制の整備として市町村には下記の目標が設定されています。

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に関しては、本町単独での設置は難しいと考えているため、圏域における周辺市町との連携及び共同設置の可能性を検討することとします。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援に関しては、相談支援を中心とした支援を行うとともに、サービスの利用においては圏域における関係機関との連携により対応を行います。

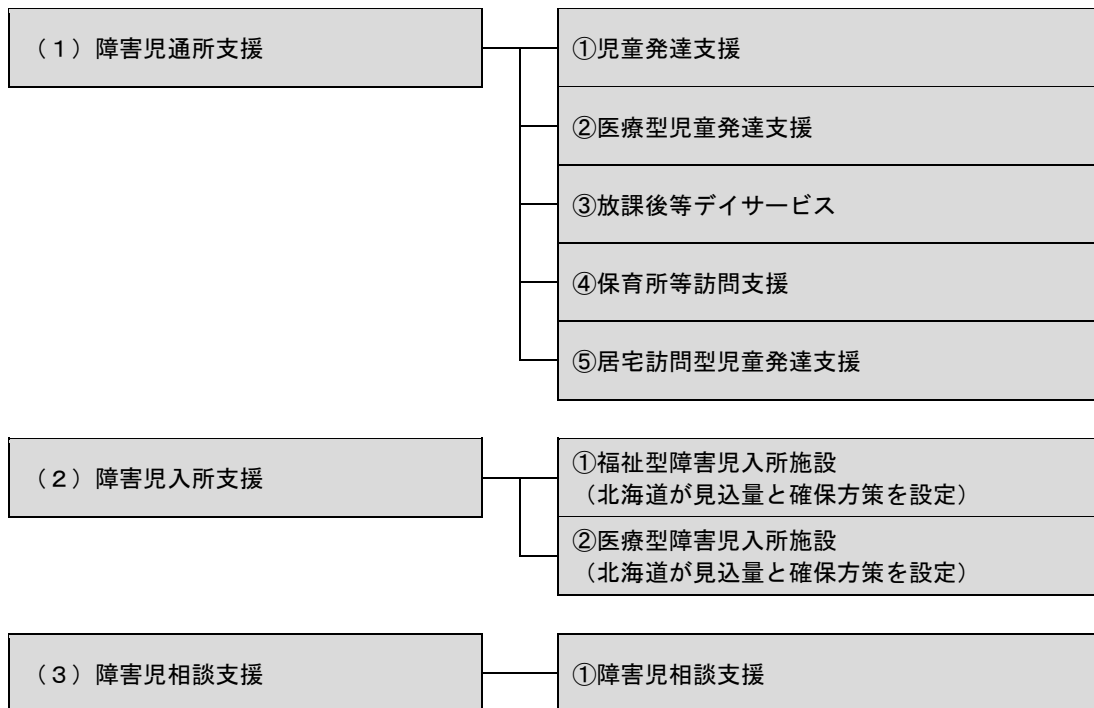
第3章

サービス見込量と確保の方策

1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。

■児童福祉法に基づくサービスの体系



(1) 障害児通所支援

① サービスの見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■障害児通所支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
児童発達支援	実利用者数（人）	9	10	10	10
	利用量（人日）	5	5	5	5

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	31	32	32	32
	利用量（人日）	9	10	10	10
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	2	3	3	3
	利用量（人日）	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値。

②見込量確保の方策

- 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」については、町営・民間のサービス提供事業者と連携により、サービスの質・量の拡充に努めます。
- 「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」については、対象となる児童の情報の把握、サービス提供事業者への情報提供を行います。

（２）障害児相談支援

①サービスの見込量

障害児相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

■障害児相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
障害児相談支援	実利用者数（人）	2	4	4	5

※令和2年度は見込み。

②見込量確保の方策

- 発達に不安や障がいのある児童とその保護者が、気軽にいつでも相談できるようより身近な相談サービスの提供に努めます。

第4部 計画の推進

第1章

計画推進における連携

1 関係部署・関係機関・関係団体との連携

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関等様々な組織と共同体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図ります。

(1) 住民や地域活動団体等との連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障がいのある人の地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会や障がい者団体等とも連携を図り、生活支援や障がいに関わる特性などの理解を深めます。

(2) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

(3) 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員の障がいのある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

2 計画の点検・評価体制

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで本計画の推進を図ります。

(1) 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

毎年の実施状況を森町障害者自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、P（Plan・計画を立てる）D（Do・実行する）C（Check・定期的に点検・評価をする）A（Action・取組を改善する）の構築に努めます。

(2) 成果目標と活動指標について

①成果目標

成果指標に関しては、国の示した障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」における数値目標の設定に掲げる目標値を成果目標とし、サービス提供体制の確保を行います。

②活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに定期的に評価します。

資料編

平成 18 年 6 月 1 日

訓令第 7 号

(設置及び目的)

第 1 条 本町における障害者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障害者支援施策の基本方針となる森町障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するため、森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、町長が付議する森町障害者基本計画及び障害福祉計画の基本的な事項について検討し、その結果を提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、8 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障害者福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、町長が委嘱した日から森町障害者基本計画及び障害福祉計画の策定終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長がこれに当たる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(費用弁償及び旅費)

第 9 条 委員の報酬及び旅費については、別表で定める。

(その他)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2

森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会

(1) 森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会 委員

氏名	選任区分	所属団体名等	備考
山田 紀子	障害当事者団体	森町身体障害者福祉協会 理事	
菊池 徳子	障害当事者団体	森町手をつなぐ育成会 会長	副委員長
島田 道子	障害当事者団体	さくら会（精神障害者家族会）会長	
甲田 直嗣	地域住民組織	森町民生委員協議会 会長	
油谷 悦子	保健福祉関係者	渡島総合振興局 保健環境部 森地域保健支所 主査	
川崎 和雄	医療関係者	森町国民健康保険病院 医師	委員長
三輪 雅子	教育関係者	森町教育委員	
吉田 千加子	ボランティア団体	サポーターさくら代表	

(2) 森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会 事務局

氏名	区分	所属	役職等
坂田 明仁	事務局長	森町保健福祉課	課長
須藤 智裕	事務局員	森町保健福祉課	参事
伊藤 真紀子	事務局員	森町保健福祉課	課長補佐
金谷 真樹	事務局員	森町保健福祉課障がい者支援係	係長
高橋 宏幸	事務局員	森町保健福祉課福祉係	係長

3 策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和2年8月	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査（18歳以上） ・アンケート調査（18歳未満）
令和2年11月25日	第1回森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の状況について ・現行計画の推進状況について ・計画策定の概要について ・アンケート調査結果報告書について
令和3年1月27日	第2回森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について ・意見募集について
令和3年3月16日	第3回森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の結果について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案（最終）の確認について

森 町
第 6 期 障 が い 福 祉 計 画
第 2 期 障 が い 児 福 祉 計 画

令和 3 年 3 月 発 行

発 行 森 町

公式 HP <https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>

編 集 森 町 保 健 福 祉 課

北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1

(代 表 電 話) 01374-2-2181

(課代表電話) 01374-7-1085

(FAX 番 号) 01374-2-7123

E-mail hokenfukushi@town.hokkaido-mori.lg.jp
